

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援）実施要綱（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「国実施要綱」という。）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性の向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せするとともに、介護職員について職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費、補助額及び補助率)

第3条 前条に規定する事業、これらに対する補助額及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助区分	対象経費	補助額	補助率
介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業	国実施要綱7の対象経費 ただし、消費税及び地方消費税は除く	国実施要綱5に規定する補助額	10/10

(交付申請)

第4条 この補助金の申請者は、介護サービス事業所等を運営する法人（以下「補助事業者」という。）とし、補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

第6条 知事は、交付の決定に際して、補助事業者に次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、変更内容が、国実施要綱7で規定される経費の使途の変更に係る内容かつ、補助事業の目的の達成に支障をきたさないものであり、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認をうけること。

- (3) 補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (4) 補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前号の期間経過後、当該財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（実績報告書の提出）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条第1項第2号の廃止の承認をうけたときは、様式第5号による実績報告書に関係書類を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（特別事情届出書の提出）

第9条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（介護職員等待遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、別紙様式7号の特別な事情に係る届出書に国要綱8（5）①から④までの事項を記載した必要関係書類を加え知事に届け出ることとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要あると認める場合は、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、知事に様式第8号の概算払請求書を提出するものとする。
- 3 補助金の交付は、法人ごとに一つの口座への振込により行うものとする。振込先口座は知事が別に定める日までに様式第9号の口座振替依頼書により届け出るものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、規則第15条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 国実施要綱に規定する要件を満たしていないとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月2日から施行し、令和7年12月16日から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金申請書

標記の事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

関係書類

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 総括表（様式第2-1号）
- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 総括表（様式第2-2号）
- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 個票（様式第2-3号）

（申請者）

殿

山梨県知事

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日で申請のあった標記補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、規則第7条の規定より通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業とし、その内容は交付申請書のとおりとする。

2 補助事業に係る補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、変更内容が令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援）実施要綱（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知別紙。）7で規定される経費の使途の変更に係る内容かつ、補助事業の目的の達成に支障をきたさないものであり、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止するときは、中止・廃止承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けること。

（3）補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還すること。

（4）補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前号の期間経過後、当該財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（1）山梨県介護分野の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずる。

（2）前号の補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（3）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

様式第3号（第6条（1））

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け健長第 号により補助金の交付の決定を受けた標記の事業を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

関係書類

- | | |
|-------------------------|--------------|
| ・介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 | 総括表（様式第2-1号） |
| ・介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 | 総括表（様式第2-2号） |
| ・介護職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書 | 個表（様式第2-3号） |

様式第4号（第6条(2)）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金
(中止・廃止) 承認申請書

令和〇年〇月〇日付、健長第〇号で交付決定のあったことについて次の理由により事業計画を（中止・廃止）したいので、山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の内容

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付、健長第〇〇〇号で交付決定のあったことについて、山梨県介護分野の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次の通り報告します。

記

1 関係書類

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金実績報告書（様式3-1）
- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金実績報告書（様式3-2）

（法人名）代表者 殿

山梨県知事

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費
補助金額の確定通知書

標記補助金の交付額については、山梨県補助金等交付規則第13条の規定に基づき、
次のとおり確定しました。

確定額

金 円

概算払済み額

金 円

精算払い額

金 円

返納額

金 円

帳簿等の保存

賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
法人名
代表者

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金特別な事情に係る届出書

令和〇年〇月〇日付、健長第〇〇〇号で交付決定のあったことについて、事業の継続を図るため、職員の賃金水準（介護職員等処遇改善加算による賃金改善分を除き）を引き下げた上で賃金改善を行うため、山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別添のとおり届け出ます。

記

1 添付書類

- 特別な事情に係る届出書（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）（別紙様式5）

請求書

請求金額		億	千	百	十	万	千	百	拾	円

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金（概算払い）として上記のとおり請求します。

令和　　年　　月　　日

法人名
代表者名

印

山梨県知事　　殿

様式第9号

口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先)

山梨県知事

法人所在地

法人名

代表者

役職・氏名

印

山梨県介護分野の職員の賃上げ・職場環境等改善支援事業費補助金について、下記の口座に口座振替の方法により支払われたく請求します。

記

振込先

口座名義			
カナ名義			
金融機関名 及び支店名	銀 行 信用金庫 農 協	支 店 出張所 支 所	
預金種別 及び口座番号	普通 当座		